

大紀町広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、新たな財源の確保及び事業経費の削減を図るため、有料で広告掲載することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げる町の資産のうち、広告を掲載することができるものをいう。

(1) 町が発行する広報物及び印刷物

(2) その他町の資産のうち町長が別に定めるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に企業等の広告を掲載することをいう。

(広告の範囲)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、広告媒体と掲載する内容及びデザインとの調和に配慮するものとし、次のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治活動又は宗教活動に係るものと認められるもの

(4) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの

(5) 個人の氏名を広告するもの

(6) 講習に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(7) その他広告媒体に掲載する広告として不適切であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告の範囲に関する基準は、町長が別に定める。

(広告掲載の規格等)

第4条 広告掲載の規格、期間、募集方法及び料金は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の承諾)

第5条 広告掲載をしようとする者（以下「広告申込者」という。）は、あらかじめ町長の承諾を受けなければならない。

2 町長は、承諾の可否を第3条第2項の規定により定める広告掲載の基準により決定し、広告申込者にその旨を通知しなければならない。

3 町長は、前項の承諾を行う事に際して、広告の内容、デザイン、形状等（以下「広告仕様」という。）の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(広告主の責務)

第6条 広告掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）は法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

2 広告主は、広告掲載する広告に関する財産権等の権利義務の処理を完了していなければならない。

3 広告主は、広告仕様が第三者の権利を侵害するものであってはならない。

4 広告主は、広告掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

5 広告主は、承諾を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載の協議及び指示)

第7条 広告主は、承諾を受けた広告掲載について、その方法、日程等について町長と協議の上、その指示に従わなければならない。

(広告の取りやめ)

第8条 広告主は、自己の都合により承諾を受けた広告掲載を取りやめることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取りやめるときは、広告主は書面により町長に申し出なければならない。

(広告仕様の変更)

第9条 町長は、広告掲載した広告仕様が第3条に規定する広告の範囲、第4条に規定する広告媒体ごとに定める規格又は第5条第3項に規定する指示若しくは条件に違反していると判断したときは、広告主に対して広告仕様の変更を求めることができる。

(広告掲載に係る契約の解除等)

第10条 町長は、広告主が次のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除することができるものとする、また、解除に伴い生じる経費は、広告主が負担する。

- (1) この要綱又は第4条の規定により広告媒体ごとに定める規定に違反したとき。
- (2) 前条の規定する広告仕様の変更の求めに従わないとき。
- (3) その他広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

(広告掲載料の還付)

第11条 既に納入した広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りではない。

(広告取扱業者を通じての広告募集)

第12条 町長は、この要綱に定める申込者の要件、掲載の基準その他必要な条件を付け、広告取扱業者を通じて広告を募集することができる。

(審査会)

第13条 第3条第2項に定める広告掲載の基準の制定及び改廃の審議並びに第5条第2項の定める承諾の決定をするための審査をするため、大紀町広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は副町長とし、委員は別表に掲げるものとする。
- 4 審査会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 7 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 9 審査会の庶務は、総務企画課情報デジタル推進室に置く。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

別表（第13条関係）

大紀町広告審査会委員

委員	教育長
	総務管理室長
	情報デジタル推進室長
	財政まちづくり推進室長
	商工観光課長
	農林課長